

令和 3 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和3年7月15日(木)

## 令和3年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時  
令和3年7月15日(木)  
午前10時00分～午前10時35分
2. 場 所  
赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者  

〔委員〕			
(学識経験者)	谷山 甫 目木 敏明	児嶋 佳文 萬代 新一郎	目木 敏彦
(市議会議員)	荒木 友貴 前川 弘文	土遠 孝昌 釣 昭彦	家入 時治
(公募市民)	奥道 一二美	花房 次代	
(関係行政機関)	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長	荒谷 一平
	赤穂警察署	交通課長	橋本 宏治
〔事務局〕	建設部長 都市計画推進担当部長 都市計画課長 建築係長 計画係長 技術員 下水道課長	小川 尚生 澗口 彰利 澁谷 晃 長棟 由樹 門口 幸夫 金家 弘明 藤本 則弘	
4. 審議会成立宣言
5. 報告事項  
報告第1号 都市計画の概要について
6. その他
7. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条により、議事の進行を会長よろしく願います。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議題は、報告事項として、「都市計画の概要について」の1件が予定されております。どうぞよろしく願います。</p> <p>まず、本審議会は「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第7条により、原則公開となっておりますが、本日の傍聴者は1名、いらっしゃいます。本日の議事内容は、特に非公開情報を取り扱いませんので、会議の冒頭から傍聴を認めることにしたいと思います。傍聴される方には、委員と同じ会議資料を配布しますが、会議終了後、資料の持ち帰りについて承認していただけますでしょうか。</p> <p><b>【異議無しの声】</b></p> <p>ありがとうございます。異議が無いようですので、本審議会は公開とし、資料の持ち帰りも承認いたします。それでは、傍聴者に入場していただきます。</p> <p><b>【傍聴者入場】</b></p> <p>傍聴の方には取扱いで定められた事項を厳守していただき、写真を撮る際は会議が始まるまでにしていただきます。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、次第の2、委員の紹介を事務局願います。</p>
事務局	<p>今年度から新たに選出された委員もいらっしゃいますので、委員の皆さまをご紹介させていただきます。名簿順で読み上げますのでご了解願います。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の15名の方々に今年度お世話になります。どうぞよろしく願います。</p> <p>次に、事務局の職員を紹介します。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>どうぞよろしく願います。</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の 3、「審議会の成立について」、事務局、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>審議会の成立について、ご報告いたします。</p> <p>一委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員 15 名のうち本日の出席者は 14 名です。よって、委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により本審議会は成立いたしました。</p>
会長	<p>次に、議事録署名委員の指名について、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 8 条第 2 項により、会長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」と「一委員」をお願いします。</p> <p>それでは、次第の 4、「報告事項」に入ります。</p> <p>報告第 1 号 都市計画の概要について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第 1 号 都市計画の概要についてご報告いたします。</p> <p>議案書は、2 ページをお願いします。ページ番号は、ページ中央に振ってあるページ番号にて説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>この「都市計画の概要」は、赤穂市の都市計画の状況について、その概要をまとめたものでありまして、順にご説明させていただきます。</p> <p>4 ページをお願いします。</p> <p>1、都市計画とは</p> <p>都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。</p> <p>2、都市計画のしくみ</p> <p>1、都市計画区域の指定</p> <p>赤穂市は行政区域の全域 12,685ha が都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた 2 市 1 町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。</p> <p>次に 2 都市計画の内容、(1) の市街化区域及び市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺の 1,418ha を計画的に市街化を図る区域として市街化区域に、それ以外の 11,267ha を市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。</p> <p>次に (2) 地域地区についてであります。5 ページをお願いします。</p> <p>まず、①の用途地域は、市街化区域内 1,418ha を第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの 11 種類を指定しています。</p> <p>次に②の風致地区は、都市における自然美の維持及び環境を保全するため、赤穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの 6 地区を指定しています。</p> <p>次に③の臨港地区は港湾を管理運営するための地区として赤穂臨港地区として 3.3ha を指定しています。</p> <p>次に、6 ページをお願いします。(3) 都市施設であります。</p>

まず、①の道路の整備状況につきましては、路線数の合計 30 路線、総延長 49.06km を計画決定しており、このうち改良済み延長は、35.06km となっております。

次に②の公園・緑地・墓園・広場についてであります。

まず、(イ) 公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで 401.61ha を計画決定しており、このうち開設面積は 193.67ha となっております。

また、欄外に記載の、一人当りの開設公園面積は、41.7 m<sup>2</sup>となっております。

続いて 7 ページをお願いします。

(ロ) の広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで 1.71ha の計画面積のうち 1.18ha が供用済みとなっております。

次に③のごみ焼却場・ごみ処理場・下水道であります。

(ハ) のごみ焼却場、ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして 2.5ha を計画決定し供用しております。

(ニ) の下水道につきましては、10 ページから 12 ページに概要をまとめておりますので、後ほどご説明いたします。

次に④の火葬場につきましては、赤穂市斎場として 1.45ha を計画決定し供用しております。

次に 8 ページをお願いします。(4) 市街地開発事業であります。

市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業については、昭和 27 年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、13 地区 470.2ha を都市計画決定しております。このうち、10 地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は有年地区、野中・砂子地区、浜市地区の 3 地区が施行中であります。

続きまして 9 ページをお願いします。(5) の地区計画等であります。

地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導していく地区レベルでの計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・砂子地区、浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。

次に(6)の防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、尾崎地区及び塩屋地区において「防災再開発促進地区」を指定しております。

10 ページをお願いします。赤穂市公共下水道の計画概要になります。

1. の基本計画、(赤穂処理区) から、次ページの 6. の小島処理区までの各処理区ごとに、基本計画を定め整備を進めております。

次に、11 ページをお願いします。8. 総事業費につきましては、総事業費 706 億円に対し、令和 2 年度末投資額は、坂越、御崎第 2 ポンプ場の管渠整備等により、昨年度より 4 億円増の 652 億円となっております。

次に、12 ページをお願いします。9. 下水道普及状況であります。

表のとおり、地区別に令和 3 年 3 月末時点の下水道普及状況(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を含む。)をまとめております。

まず、整備面積は、全地区合計で 1,597.3ha となっており、水洗化率は、全体で 98.4%となっております。

	<p>また、行政人口に対する下水道普及率は、99.5%となっております。報告第1号の説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>7 ページの（ロ）の広場についてです。駅前広場の有年駅北側の計画が0.3、供用がハイフンとなっております。現状を見ると完成していると思うのですが、なぜ供用の記載がないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>駅前広場は、道路と鉄道駅間に設けられる広場で、鉄道と他の交通機関との結接点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理することを目的とし、道路と一体的に都市計画で定められます。 駅前広場の有年駅北側については、道路の一部として都市計画決定されているため、有年駅北線の改良が済んだ時、有年区画整理事業が済んだ時に供用開始となります。</p>
<p>委員</p>	<p>現状、広場はきれいに整備されていますので、供用としてもよろしいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員ご指摘のように有年駅北側は整備済みではありますが、道路の一部として都市計画決定されているため、有年駅北線の改良が済んだ時、有年区画整理事業が済んだ時に供用開始となります。</p>
<p>委員</p>	<p>12 ページの下水道普及状況についてです。下水道の普及率について、3月31日付で書かれていますが、数値がほとんど変わっていないと思います。何年という単位になるのかなとは思いますが、説明していただいてもよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>下水道普及率の算出方法は、区域内人口を行政人口で割ったものとなっております。そのため人口の増減によって変化しますが、現状は数字的にはそれほど変化はないと思います。今回は、昨年度から0.1%減となっておりますが、この減については昨年よりも区域内人口と行政人口の両方で676人減になった影響でほとんど動きがありません。</p>
<p>委員</p>	<p>そうなるとこの数字は100%になることはないということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状ではこのパーセントで推移していくことになると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの話と関連しますが、令和2年度末の行政人口が46,445人、区域内人口が46,233人でこれを差し引くと222人になります。具体的にどの整備が残っているのかを説明した方がよく分かると思います。 今後この222人の所をどういう計画で整備しようとしているのかも合わせて伺いたいと思います。</p>

事務局	残っているのは区画整理地内の範囲でございます。
委員	区画整理は3地域で行っていますが、その分ということですね。 それから合併処理浄化槽ですが、可能件数が42件、完了件数が42件、水洗化率が100%となっております。これは合併浄化槽で計画整備する予定の区域は100%終わっていると理解してもよろしいのでしょうか。
事務局	公共下水道区域における未整備地区は区画整理地内となっております。 また、合併浄化槽区域で申請がある分については全て100%完了しておりますが、未申請となるものはまだ残っていると思います。
委員	ということは、合併浄化槽で計画整備する予定の区域でも何件か残っているということですね。
事務局	そういうことになります。
委員	6ページの道路の整備状況についてです。30m以上、40m未満の3路線の整備があまり進んでいないと思います。3路線というのがどこなのか、改良率が34.6%となっておりますが、今後進める計画があるのかをお伺いいたします。
事務局	まず3路線とは新田坂越線、赤穂海浜公園線、国道2号有年線となります。国道2号有年線は有年区画整理事業の箇所なので、事業が終了すると改良率は上がっていくと思います。
委員	改良する路線は国道2号だけということでしょうか。3路線ありますが、国道2号線が改良されれば100%になるということでしょうか。
事務局	3路線のうち、未改良分があるのは、新田坂越線と国道2号有年線の2路線です。どちらも区画整理事業が進んでいくと改良されていくと思います。
委員	国道2号は分かりますが、新田坂越線といえば御崎から海岸線を通って坂越を抜ける道路ですね。どこに区画整理の部分が出てくるのでしょうか。その部分が30m以上にするという計画になっているのでしょうか。
事務局	新田坂越線に関しては旧坂越橋から南野中の三差路の区間が残っております。御崎ではなく、千種川の堤防沿いです。ですから、野中・砂子区画整理事業に関わってきます。
委員	県道32号ではなく、堤防沿いの国道250号の所ですか。分かりました。
会長	他にございませんか。

